

# 山口市成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

山 口 市



## はじめに

平成 12 年に施行された成年後見制度は、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断を補うことにより、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという制度主旨のもと、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

こうした中、国においては、本制度について、一層の利用促進や、福祉的な視点での運用を可能とするため、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行され、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を進めるとともに、全国どの地域においても本制度を必要とする方が利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることとされたところです。

本市におきましては、平成 12 年の本制度開始以来、地域包括支援センター及び相談支援事業所等の地域の相談窓口や社会福祉協議会等の関係機関の皆様と連携を図りながら、制度の普及啓発のほか、利用相談や後見に関する申立業務等の支援を行ってまいりましたが、2040 年に国民の 3 人に 1 人が高齢者になるとされており、認知症高齢者や単独世帯の高齢者及び障がいのある方の増加が見込まれる中、自らの意思を伝えることが難しく、権利擁護支援の必要性が表面化しづらい傾向にあり、判断能力が不十分な方々に対する支援の必要性を早期に把握し、本人の意思を尊重した適切な支援につなげていくことが求められています。

こうしたことから、国の基本計画の考え方を踏まえ、司法、福祉、保健医療、地域等の関係者と行政の連携を更に高め、これまでの本市の取組を強化することにより、権利擁護支援が必要な方々に、成年後見制度の利用を含めた包括的な支援を行うため、この度、「山口市成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。

本計画において、既存の地域包括ケアの体制や取組を生かしつつ、地域の関係者、福祉・司法の関係機関、行政等が連携して、権利擁護支援に取り組むことにより、認知高齢者、知的障がい・精神障がいのある方など、全ての市民が安心して自分らしく暮らし続けられる支え合いのまちの実現を目指してまいりますので、引き続き、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、様々な立場から御審議いただきました「山口市すこやか長寿対策審議会」及び「山口市障がい福祉施策懇話会」の皆様をはじめ、アンケート調査や意見交換に御協力いただきました関係機関の皆様、そして、御意見をいただきました市民の皆様へ、心からお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

山口市長 渡 辺 純 忠



# 目次

<b>第1章 計画策定の考え方</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
(1) 計画策定の経緯と目的.....	2
(2) 成年後見制度の概要.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画期間.....	4
4 計画の策定・評価体制.....	4
(1) 計画の策定体制.....	4
(2) 計画の評価体制.....	4
<b>第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題</b> .....	5
1 成年後見制度を取り巻く現状.....	6
(1) 高齢者の状況.....	6
(2) 知的・精神障がい者の状況.....	9
(3) 成年後見制度に関する取組状況.....	10
2 成年後見制度を取り巻く課題.....	17
<b>第3章 計画の基本方針、基本目標と施策の体系</b> .....	19
1 基本方針.....	20
2 基本目標.....	21
3 施策の体系.....	22
<b>第4章 施策の展開</b> .....	23

施策1-1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築 .....	24
(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置 .....	24
(2) 地域連携ネットワークの機能の整備 .....	25
(3) チームによる後見活動の推進 .....	25
(4) 専門職団体や関係機関による協議会の設置 .....	25
施策2-1 制度利用につながる情報提供や相談の充実 .....	28
(1) 制度周知のための広報・啓発活動の推進 .....	28
(2) 成年後見制度の利用に関する相談窓口の開設 .....	29
(3) 関係機関の職員等に対する研修の実施 .....	29
(4) 地域福祉権利擁護事業からの移行支援 .....	29
施策2-2 成年後見制度利用支援事業の推進 .....	30
(1) 市長申立ての実施 .....	30
(2) 申立費用及び後見人報酬への助成 .....	30
(3) 市民後見人候補者の育成 .....	30
施策3-1 後見活動を支援する仕組みづくり .....	31
(1) 後見活動に関する相談対応 .....	31
(2) チームの構築に対する支援 .....	31
(3) 専門職団体との連携強化 .....	31
(4) 家庭裁判所との連携強化 .....	32
(5) 社会福祉協議会との連携強化 .....	32



# 第1章 計画策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の経緯と目的

本市では、平成12年4月に成年後見制度が施行されて以降、判断能力が不十分となり、自らにとって必要なことの意味決定が難しい状態になっても、安心して地域生活を送れるように、地域包括支援センターや山口市社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度の利用相談対応及び後見に関する申立業務等、様々な支援を行ってきました。

国においては、本制度について、一層の利用促進や、福祉的な視点での運用を可能とするため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を施行され、平成29年3月に利用促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を策定されたところであり、今後、超高齢社会を迎える中で、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加に伴い、自らの意思を伝えることが難しく、権利擁護支援の必要性が表面化しづらい傾向にあり、判断能力が不十分な方々に対する支援の必要性を早急に把握し、本人の意思を尊重した適切な支援につなげていくことが求められています。

本市においても、今後、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の増加が見込まれる中、成年後見制度への理解を深め、適切な制度利用を促すための施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に施策を推進するため、「山口市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画では、市民、地域の関係者、関係機関、行政等が連携して、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に取り組むことで、全ての市民が「安心して自分らしく暮らし続けられる支え合いのまち」を実現することを目指します。



## (2) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

### ① 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「補助」、「保佐」、「後見」の3つに分かれています。

家庭裁判所によって選ばれた補助人、保佐人及び成年後見人（以下「後見人」という。）が、本人の利益を考慮しつつ、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自ら法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

後見人に選任される主体としては、親族後見人、専門職後見人、法人後見実施団体、市民後見人等があります。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているが通常の状態の方
後見人が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
後見人が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

※1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

### ② 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもとで本人を代理して契約などを行うことによって、本人を保護・支援をすることが可能となります。

## 2 計画の位置付け

利用促進法第14条第1項において、市町村は、国計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本計画は、この規定に基づき市町村が定める基本的な計画であり、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

また、第二次山口市総合計画に掲げる政策「あらゆる世代が 健やかに暮らせるまち」を実現するための部門計画である「山口市地域福祉計画」や、その下位計画である「山口市高齢者保健福祉計画」、「山口市障がい者きらめきプラン」といった部門計画などの関連計画との整合を図りながら策定するものです。

## 3 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、国等の動向を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

## 4 計画の策定・評価体制

### (1) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、サービス利用関係者、被保険者代表で構成される「山口市すこやか長寿対策審議会」とともに、学識経験者、障がい者団体関係者、公募によって選ばれた市民等で構成される「山口市障がい福祉施策懇話会」において意見を伺っています。

また、法律・福祉専門職団体や福祉関係機関など、後見人等として成年後見制度に関わる実務経験者の意見を聴取すること等により、幅広い関係者や市民の意見を計画に反映させています。

### (2) 計画の評価体制

本計画の効果的な推進を図るため、司法、福祉、保健医療、地域、行政の関係者で構成する協議会を設置します。

当該協議会を活用して、計画の進捗状況について点検・評価を行うほか、成年後見制度の利用促進に関する課題等について検討することとします。

## 第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

# 1 成年後見制度を取り巻く現状

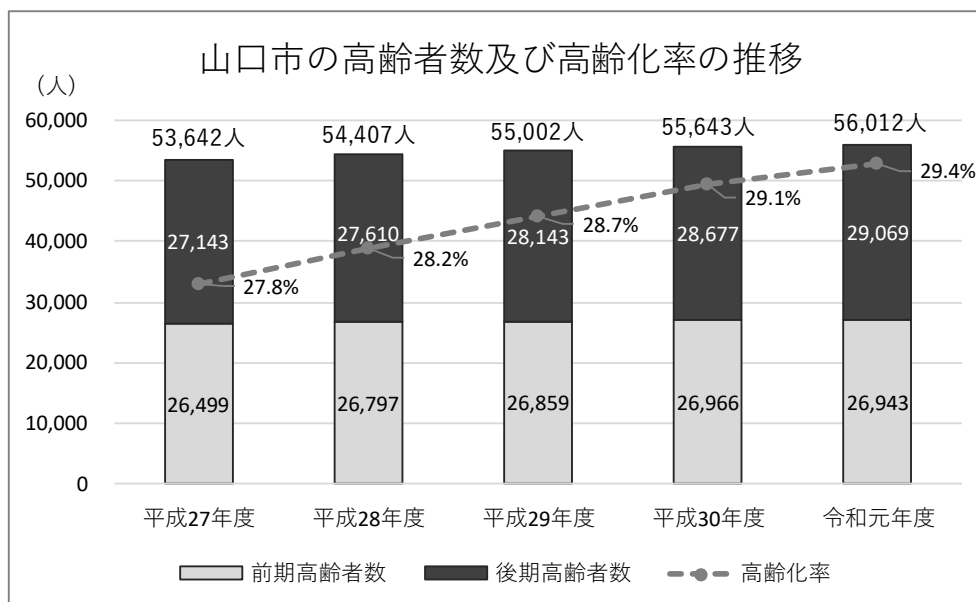
## (1) 高齢者の状況

### ① 山口市の高齢者数及び高齢化率の推移

本市の高齢者数は、令和2年3月31日時点で56,012人であり、年々増加しています。

その中で、65歳から74歳の前期高齢者数については、令和元年度に減少しています。

少子化を背景に、高齢化率が高齢者数の増加率を上回るペースで増加しています。

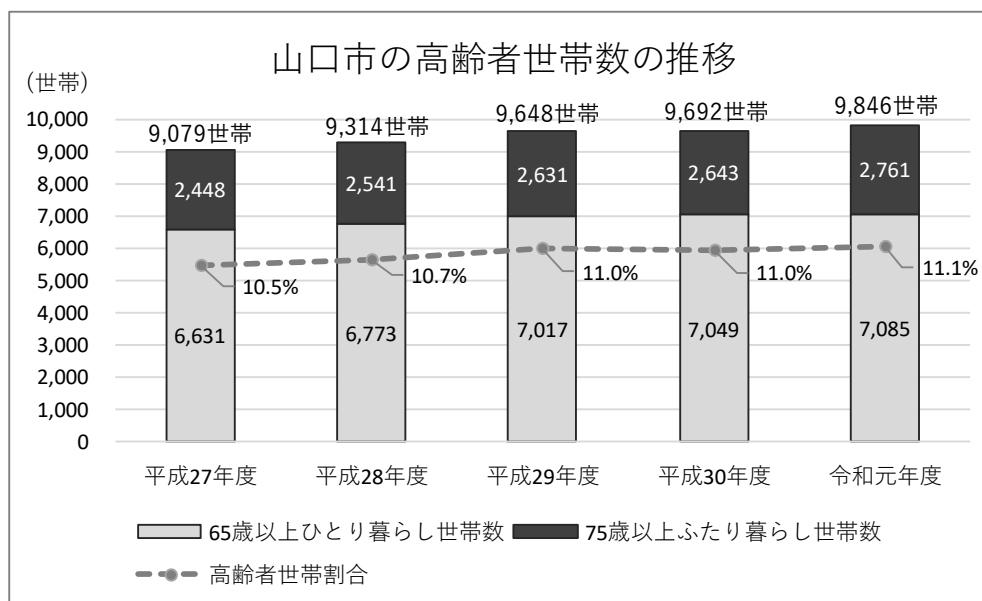


資料：山口市住民基本台帳（各年度末日時点）

## ② 山口市の高齢者世帯数及び全世帯に占める割合の推移

本市の高齢者世帯数（65歳以上ひとり暮らし世帯数及び75歳以上ふたり暮らし世帯数）は、令和2年3月31日時点で9,846世帯であり、年々増加しています。

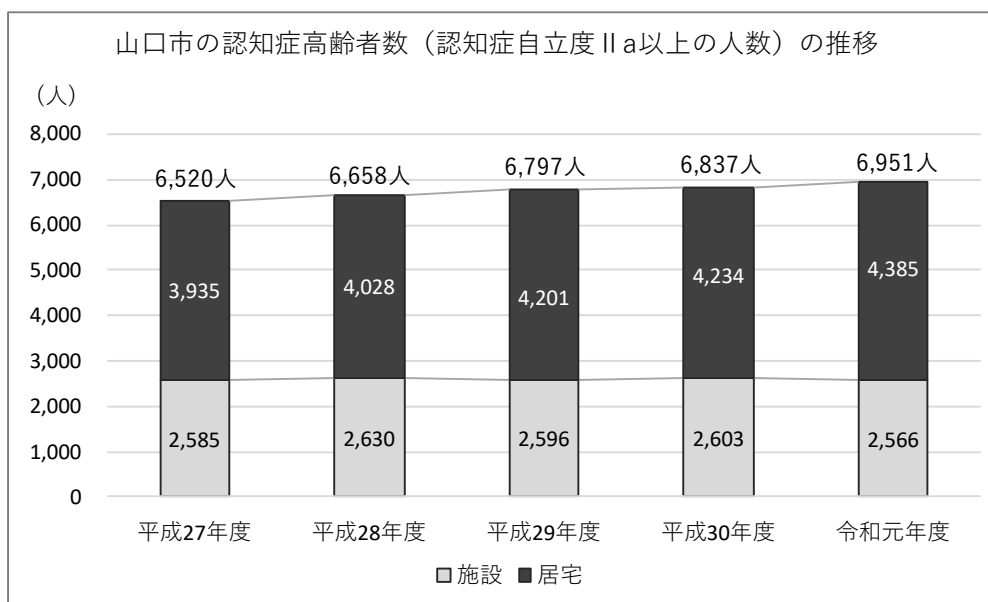
また、10世帯に1世帯が高齢者世帯という状況です。



資料：山口市高齢者保健福祉総合調査による実績

### ③ 山口市の認知症高齢者数の推移

介護保険の要介護（要支援）認定者の主治医意見書から、本市の認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱa以上の人数）は、およそ7,000人となっており、そのうち半数以上の高齢者が自宅で生活されています。

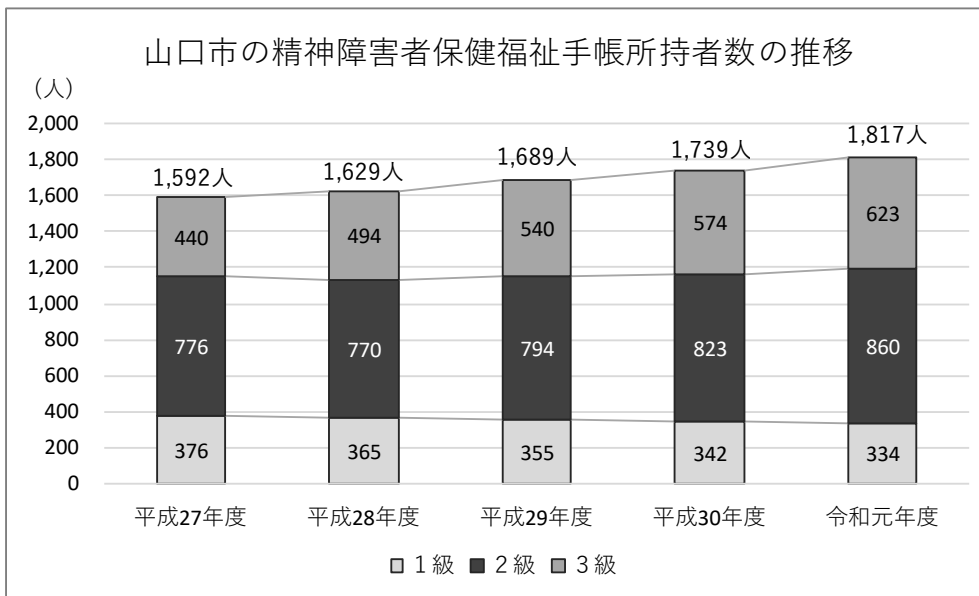
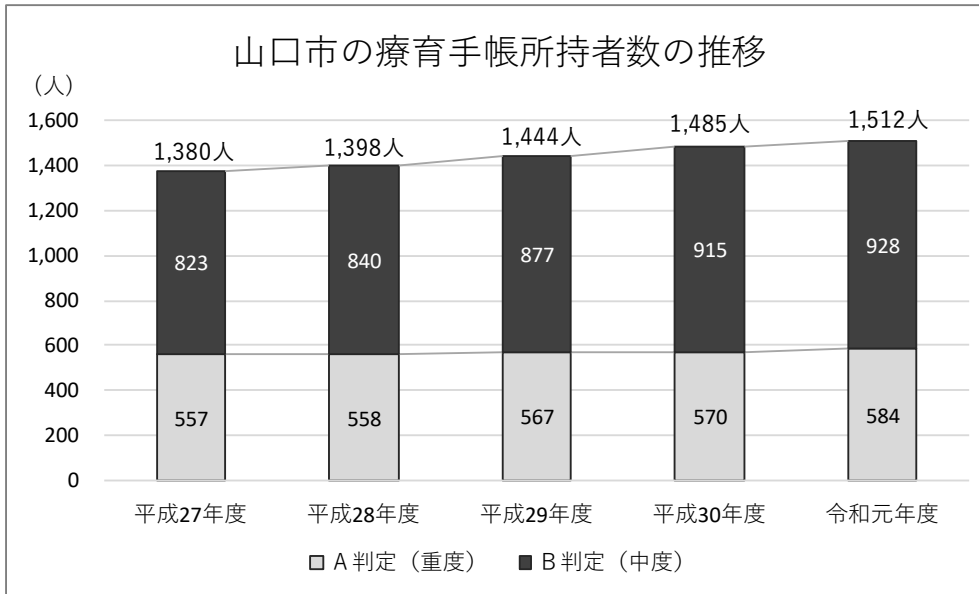


資料：山口市の要介護（要支援）認定者における主治医意見書

(2) 知的・精神障がい者の状況

本市の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。

平成27年度から令和元年度までの5年間で、療育手帳は8.7%、精神障害者保健福祉手帳は12.4%、所持者数が増加しており、今後も増加が見込まれます。



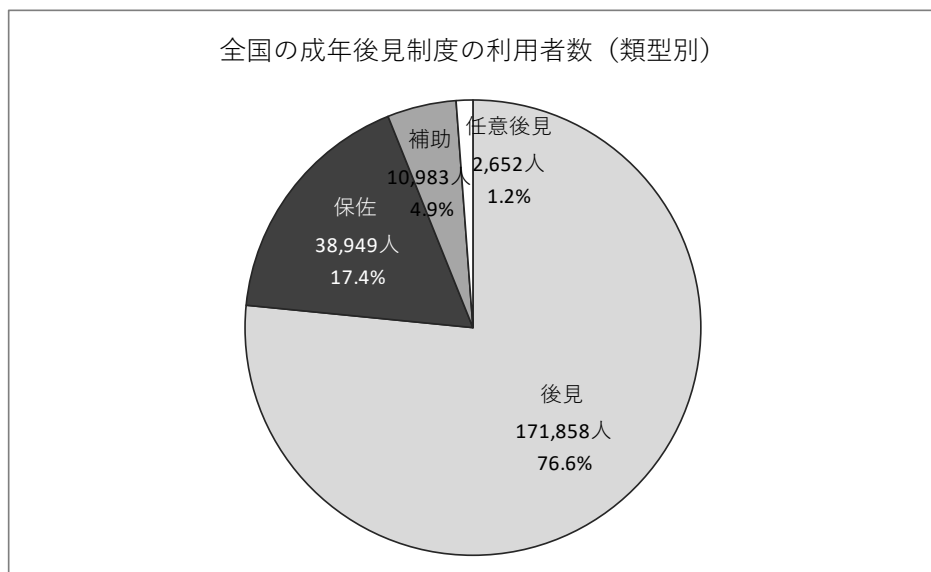
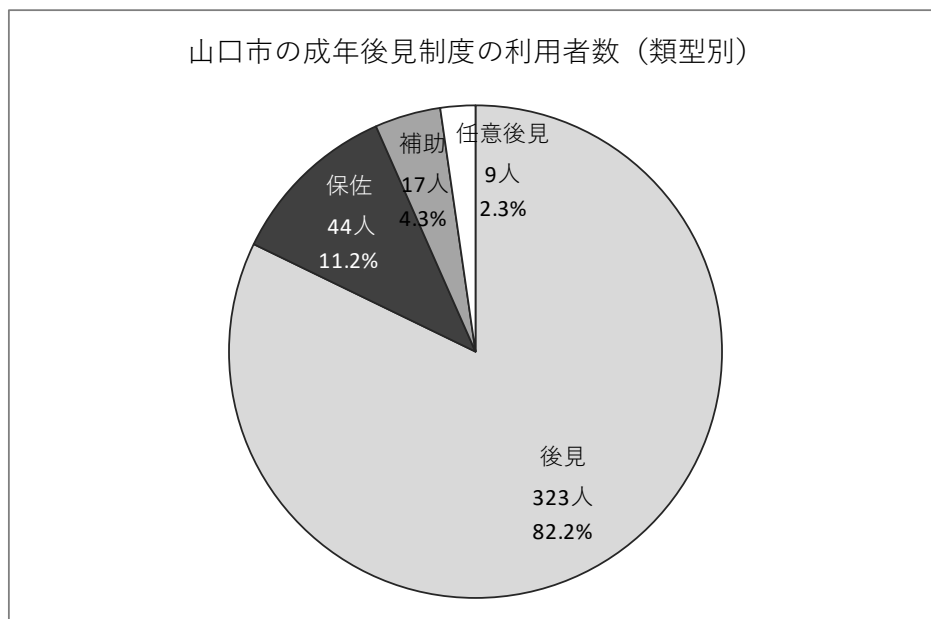
資料:山口市(各年度末日時点)

### (3) 成年後見制度に関する取組状況

#### ① 成年後見制度の利用者数

本市の成年後見制度の利用者数は、令和2年6月27日時点で393人であり、全国の傾向と同じく保佐・補助類型及び任意後見の利用割合が低くなっています。

また、全国と比べて後見類型の割合が高く、保佐類型の割合が低い状況にあり、これは山口県全体の傾向と同様です。



資料:山口家庭裁判所

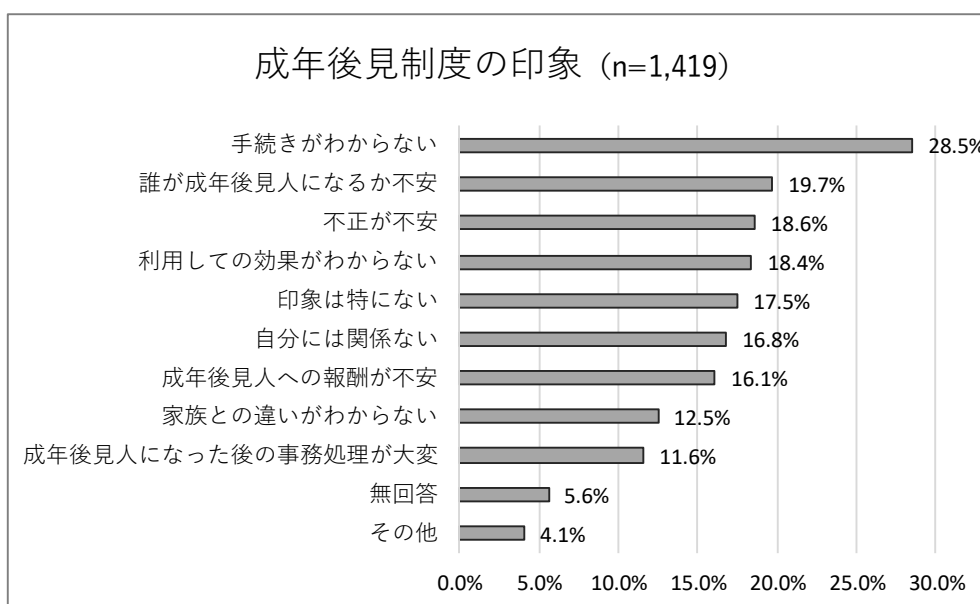
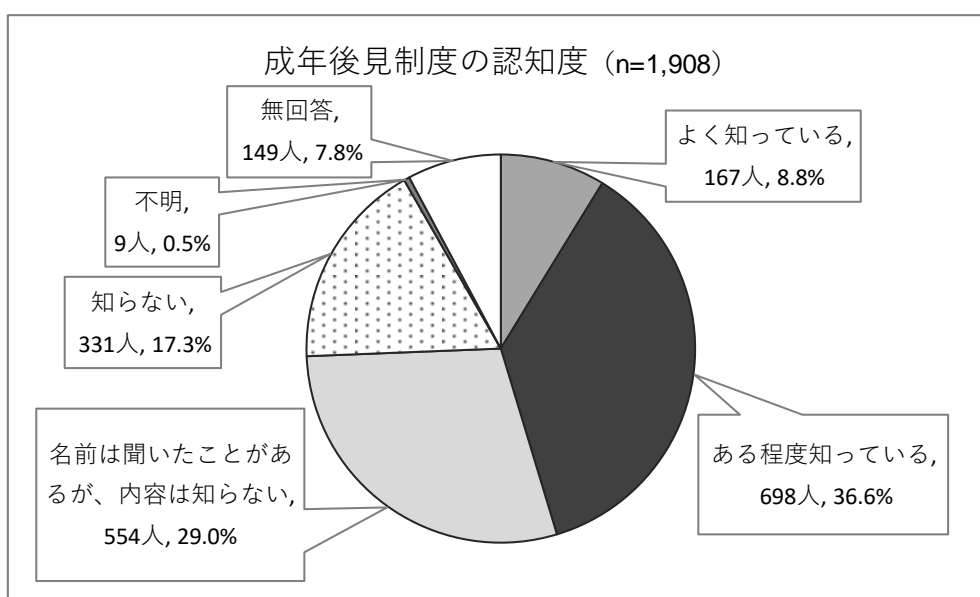


## ② 成年後見制度についての市民の認知度及び印象

令和2年3月に、65歳以上の山口市民で、介護保険の認定を受けていない方、総合事業対象者及び要支援の認定を受けている方を対象として「すこやか長寿アンケート」を実施しました。

この中で、「成年後見制度を知っていますか」という質問に対して、46.4%の市民が制度の内容は「知らない」と回答しています。

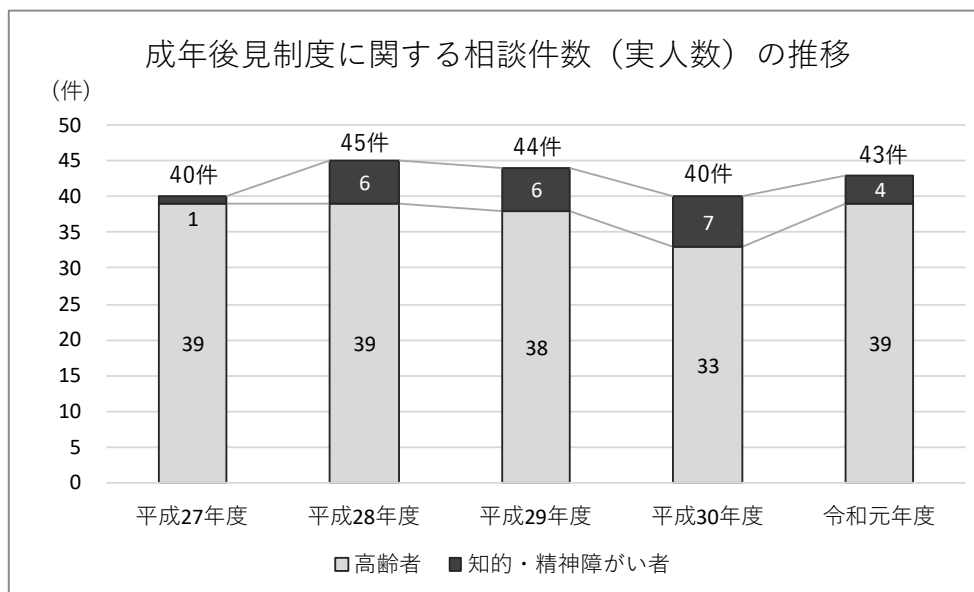
また、「成年後見制度についてどのような印象を持っていますか」という質問では、「手続きが分からない」との回答が一番多くなっているほか、後見人の人選や不正に対する市民の不安が見て取れます。



資料:すこやか長寿アンケート(令和2年3月)

### ③ 成年後見制度に関する相談件数の推移

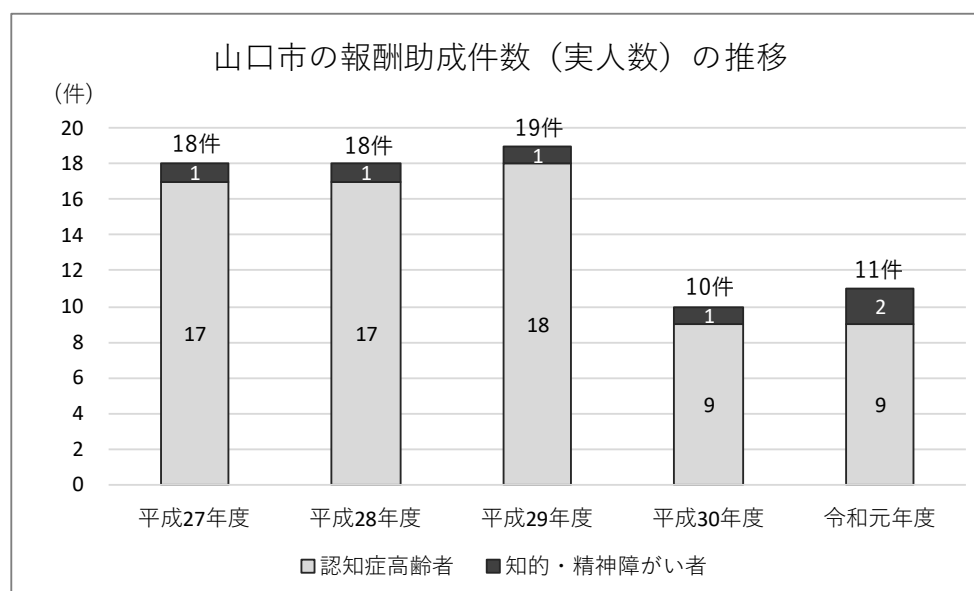
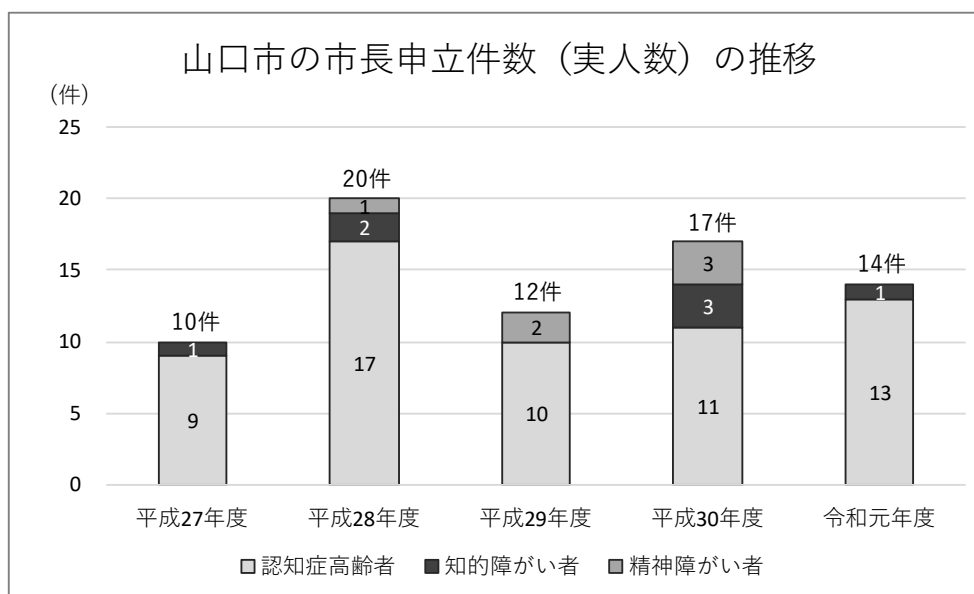
本市における成年後見制度に関する相談件数は、年間 40 件程度で横ばいの状況です。



#### ④ 山口市成年後見制度利用支援事業の実施状況

山口市内に居住する判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の増進を図るために必要と判断した場合、市長が家庭裁判所に対して後見開始の審判を申し立てることができるものとし、その申立てに係る費用や成年後見人等への報酬を助成しています。

市長申立件数は、一定の範囲で横ばいの状況ですが、報酬助成件数は、被後見人の死亡等により近年減少しています。

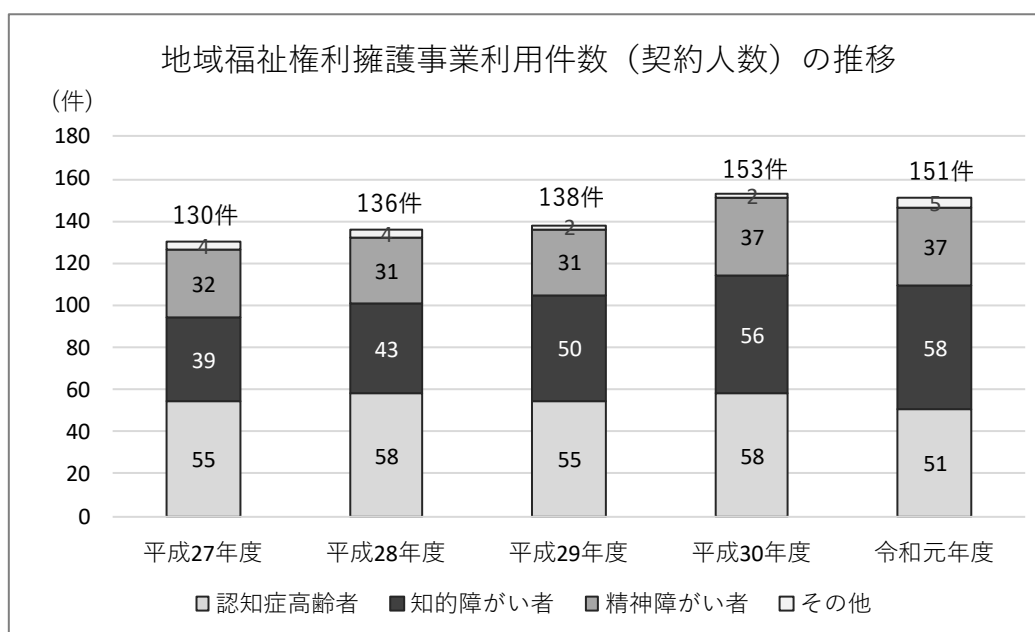


資料：山口市（各年度末日時点）

### ⑤ 地域福祉権利擁護事業利用件数の推移

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある人が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスとして、本市では、山口市社会福祉協議会が主体となって地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施しています。

地域福祉権利擁護事業の利用件数は、近年増加傾向にあり、令和2年3月31日時点で151件となっています。



## ⑥ 専門職団体等の受任状況

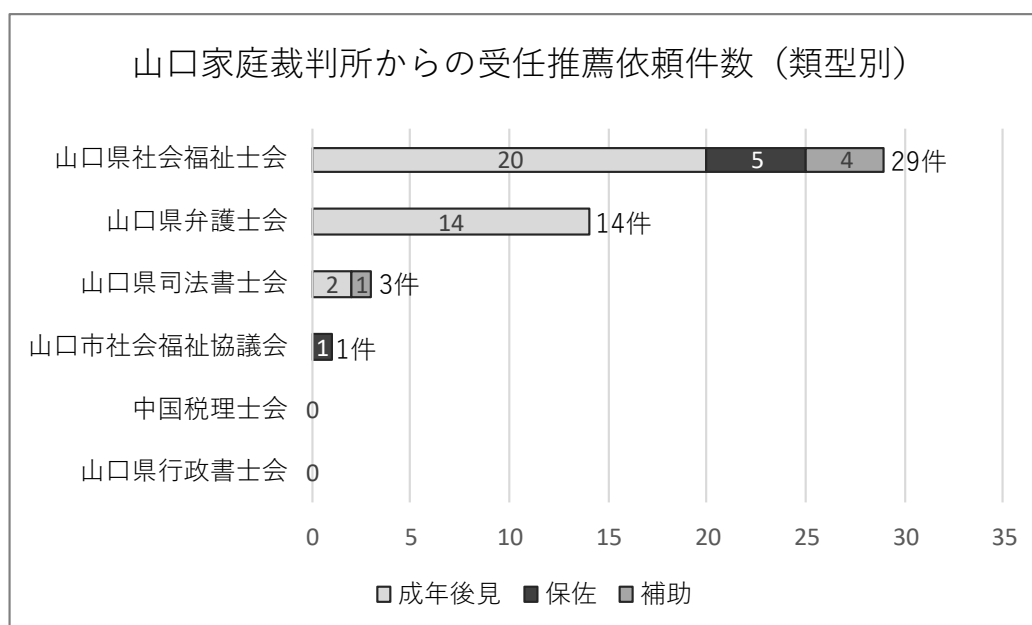
令和2年8月に、成年後見制度に関わる専門職団体等を対象に、「山口市成年後見制度に関するアンケート調査」を実施しました。

この中で、本市に住民登録がある者について、山口家庭裁判所から専門職団体等に対し、後見人の受任推薦依頼があった件数は、令和元年度の1年間で47件となっています。そのうち、実際に各団体が受任した件数は46件と、ほぼ全て受任できている状況です。

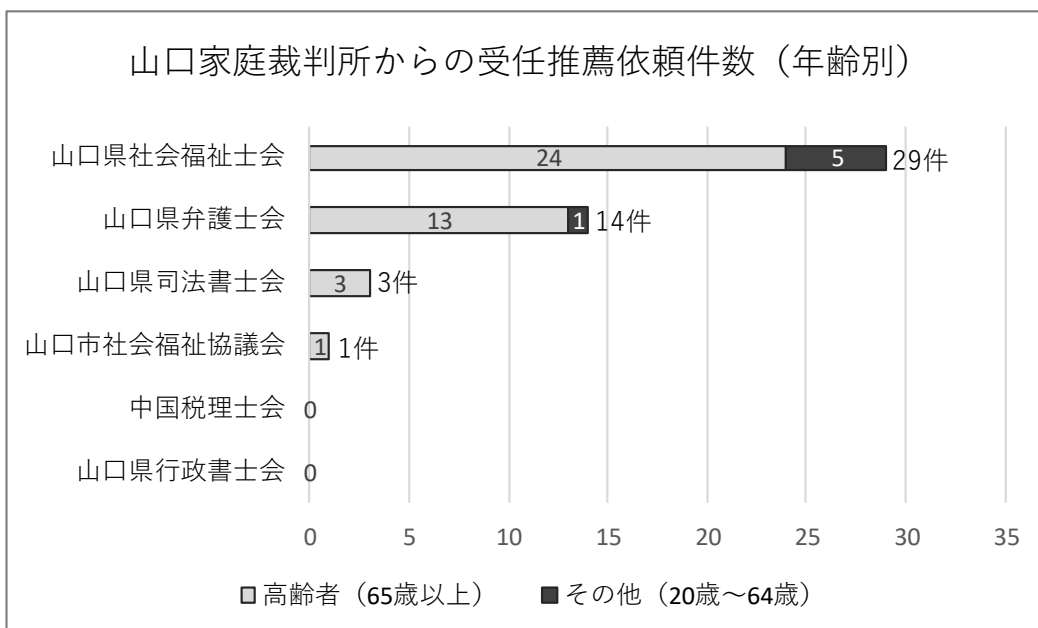
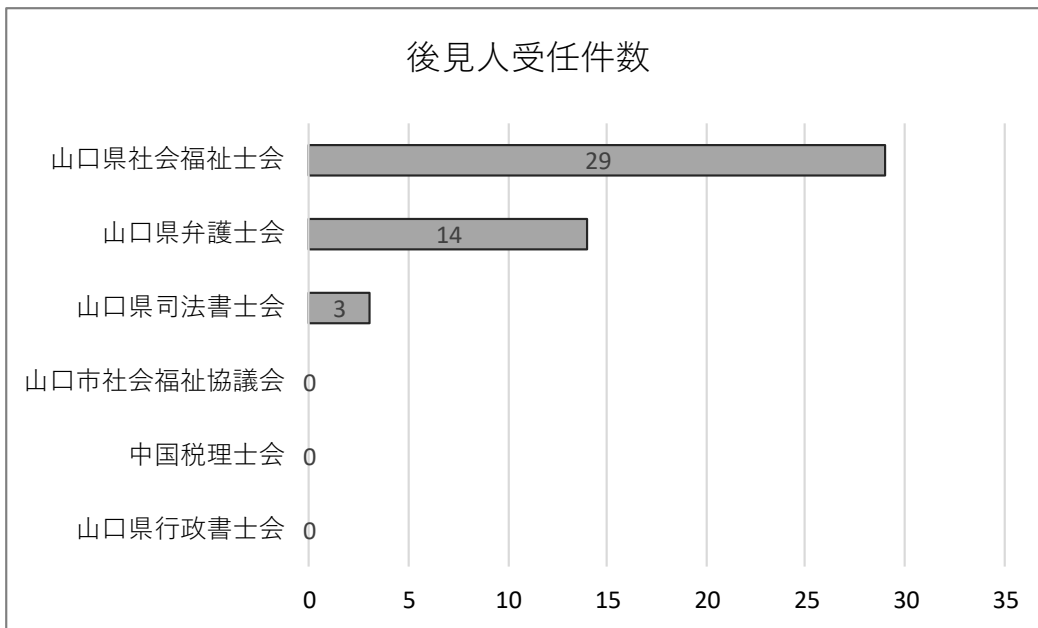
また、今後の受任体制について、山口県社会福祉士会、山口県司法書士会、山口市社会福祉協議会及び山口県行政書士会からは、令和元年度の受任件数以上の件数を十分受任できる旨、山口県弁護士会からは、令和元年度の受任件数程度は受任できる旨の回答を得ています。

### 【後見人に選任される主体】

親族後見人	配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が後見人に選任される。
専門職後見人	弁護士、司法書士、社会福祉士など、後見人の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職が後見人に選任される。
法人後見実施団体	社会福祉法人、社団法人、NPO法人などの法人が後見人に選任される。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修の受講等により、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から選任される。



資料：成年後見制度に関するアンケート調査(令和2年8月)



資料:成年後見制度に関するアンケート調査(令和2年8月)

## 2 成年後見制度を取り巻く課題

本市の高齢者、知的・精神障がい者の状況や成年後見制度の利用状況、及び市民や関係機関の意見等から見えてくる主な課題は、以下のとおりと考えられます。

### 【課題1】成年後見制度が十分に活用されていない

成年後見制度の利用者となりうる認知症高齢者は約7,000人、知的障がい者は約1,500人、精神障がい者は約1,800人います。

一方、成年後見制度の利用者は約400人となっています。

全国的な利用状況と同様に、制度が十分に活用されているとは言えない状況のため、権利擁護支援が必要な人を把握し、適切な支援につなげる体制を整備する必要があります。

### 【課題2】成年後見制度の内容が市民に理解されていない

すこやか長寿アンケートでは、成年後見制度を「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した市民（65歳以上）の割合は約45%に留まり、5割に満たない状況です。

また、成年後見制度の印象について、約3割の市民（65歳以上）が「手続きがわからない」と回答しています。

制度内容が認知されているとは言えない状況のため、広報・啓発活動を進めていく必要があります。

### 【課題3】後見人を支援する仕組みが整っていない

成年後見制度に関するアンケート調査では、今後の後見人の受任体制について、多くの専門職団体や関係機関が「十分受任できる」と回答しています。

その一方で、家庭裁判所から後見人が受任推薦依頼を受けて困ったこととして、資産・収入が少なく被後見人からの報酬が見込めないケース、事前情報が少ないケース、親族後見人から一部業務のみ援助を求められるケースへの対応があがっています。

また、専門職団体や関係機関へのヒアリングでは、親族後見人をはじめとした後見人が、どこに相談したらいいのかわからないといった意見もありました。

後見人が安心して後見活動を行えるように、後見人を支援する仕組みや体制を整備する必要があります。





### 第3章 計画の基本方針、基本目標と施策の体系

## 1 基本方針

**安心して自分らしく暮らし続けられる支え合いのまち**  
～いつまでも意思が尊重され、つながり、支え合う権利擁護支援の推進～

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人は、自らにとって必要なことを主張したり、一人で必要な介護・福祉サービスなどを適切に選択・決定したりすることが難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要があります。

権利擁護が必要な人を、速やかに適切な支援につなげるためには、行政だけでなく地域住民、地域の関係者、関係機関が権利擁護支援の重要性を理解し、それぞれの役割を果たしながら地域全体で取り組むことにより、表面化しづらい支援の必要性を早期に把握できる仕組みづくりが求められています。

また、判断能力が不十分な状態になっても地域社会に参画し、その人らしい生活が継続できるように、財産管理に留まらず、本人の意思が尊重され、生活の質の向上につながる福祉的な支援も重要となります。

こうしたことから、既存の地域包括ケアの体制や取組を生かしつつ、地域の関係者、福祉・司法の関係機関、行政等が連携して、権利擁護支援に取り組むことにより、認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など、全ての市民が安心して自分らしく暮らし続けられる支え合いのまちづくりを目指していきます。

## 2 基本目標

本計画では、基本方針の実現に向けて、成年後見制度を取り巻く課題を解決するため、3つの基本目標を設定します。

**【基本目標1】  
成年後見制度の利用を促進するための体制を整備する**

権利擁護が必要な人を発見し、適切な支援につなげていくためには、地域の関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制を整備することが大切です。

そのため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置等を行います。

**【基本目標2】  
誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整える**

成年後見制度の利用を促進するためには、安心して制度を利用できる仕組みをつくることが重要です。

成年後見制度を必要とする人が、速やかに制度利用に結びつくように、地域連携ネットワークの活用により、制度の周知や利用支援等を行っていきます。

**【基本目標3】  
後見人が活動しやすい環境づくりを進める**

今後、成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加し、制度へのニーズが高まっていくことを踏まえ、より一層の後見人への支援が必要と考えられます。

そのため、後見人が地域において継続的かつ安定的な活動が行えるように、後見人を支援する仕組みや体制を整えていきます。

### 3 施策の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、以下の施策を展開していきます。

基本方針	基本目標	施策と主な取組
安心して自分らしく暮らし続けられる支え合いのまち	1 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備する	1-1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置</li> <li>(2) 地域連携ネットワークの機能の整備</li> <li>(3) チームによる後見活動の推進</li> <li>(4) 専門職団体や関係機関による協議会の設置</li> </ul>
	2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整える	2-1 制度利用につながる情報提供や相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 制度周知のための広報・啓発活動の推進</li> <li>(2) 成年後見制度の利用に関する相談窓口の開設</li> <li>(3) 関係機関の職員等に対する研修の実施</li> <li>(4) 地域福祉権利擁護事業からの移行支援</li> </ul>
	3 後見人が活動しやすい環境づくりを進める	2-2 成年後見制度利用支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長申立ての実施</li> <li>(2) 申立費用及び後見人報酬への助成</li> <li>(3) 市民後見人候補者の育成</li> </ul>
		3-1 後見活動を支援する仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 後見活動に関する相談対応</li> <li>(2) チームの構築に対する支援</li> <li>(3) 専門職団体との連携強化</li> <li>(4) 家庭裁判所との連携強化</li> <li>(5) 社会福祉協議会との連携強化</li> </ul>

## 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備する

### 施策 1-1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

#### 【現状と課題】

少子高齢化が進み世帯構成が大きく変わりつつある昨今、高齢者や障がい者の単身世帯、高齢者のみの世帯、障がいのある子と高齢の親等の世帯もますます増えていきます。こうした世帯の人が社会的に孤立して、医療、介護、福祉等、生活の基本となるサービスを適切に利用できない状況にならないように、地域全体で支えることが必要になってきています。

また、判断能力が十分でなく、自ら SOS を発して権利や生活を守ることができない人は、身体的・経済的虐待、育児や介護の放棄といった権利侵害、詐欺などの消費者被害、見守りが不十分な中での行方不明や孤立死など、その尊厳が脅かされる場面も多くなっています。

そのため、権利擁護が必要な人を発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、その人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用できるように、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた制度運用などを可能とする地域の支援体制の整備が求められています。

#### 【施策の方向性】

- ・ 成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の機能強化に向けて、成年後見制度に関わる機関・団体等との連携を図る地域連携ネットワークを構築します。
- ・ 地域連携ネットワークを構成する関係団体と役割分担し、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の促進を図ります。
- ・ 地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、コーディネーター等を担う中核機関を設置します。
- ・ 本人の意思を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用が行われるように、様々な関係者により本人を支援する体制づくりを進めます。

#### 【主な取組】

##### (1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置

本市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた取組の進捗管理、権利擁護支援の各過程や協議時に必要な関係者の調整など、地域連携ネットワークのコーディネーター等を行う中核機関として、(仮称) 山口市成年後見センター(以下「後見センター」という。)を設置します。

後見センターでは、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や相談対応に取り組みます。

また、適切な成年後見制度の利用につながるように、法律・福祉の専門職の関与等により、支援方針を決めるケース検討や後見活動への支援を行うほか、家庭裁判所や関係機関との情報交換、調整等を行います。

そして、様々なケースに対応できる法律・福祉の専門知識や、地域の専門職及び幅広い関係者から円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を果たします。

## (2) 地域連携ネットワークの機能の整備

権利擁護支援の必要な人が成年後見制度を含む適切な支援を利用できるように、後見センターのコーディネートにより、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の福祉・医療の連携に司法も含めた地域連携の仕組みを構築します。

また、成年後見制度の利用促進に向け、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能について、後見センターが地域連携ネットワークの関係団体と役割分担し、段階的に整備するとともに、不正防止にも効果を発揮できるよう配慮していきます。

## (3) チームによる後見活動の推進

後見等開始前は本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わり、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みとして、「チーム」による後見活動を推進します。

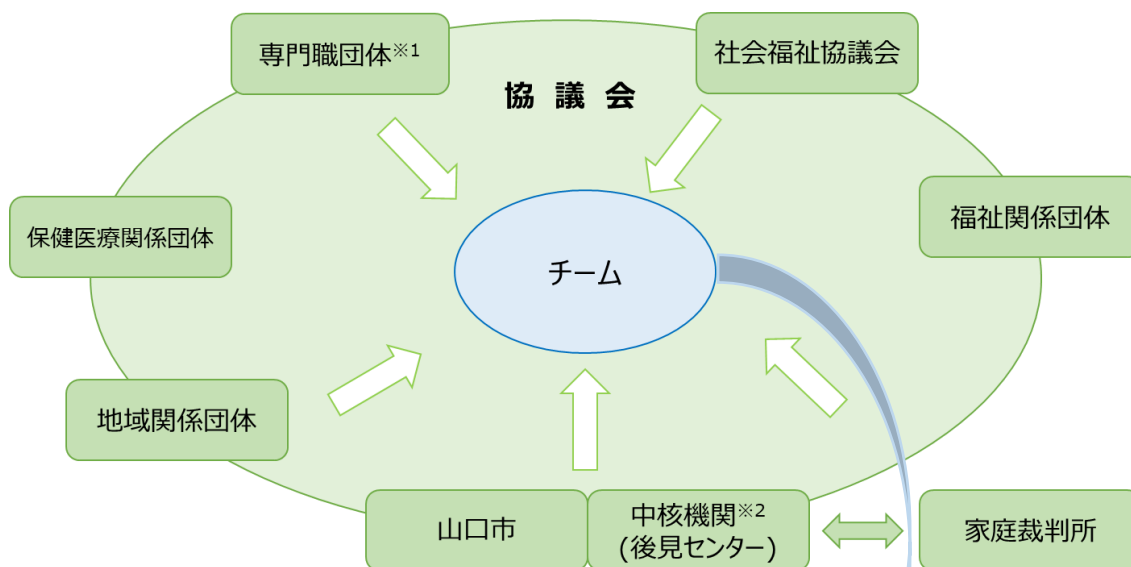
チームは、後見等開始前においては、地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付ける機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を促す役割を果たします。

## (4) 専門職団体や関係機関による協議会の設置

地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮できるように、法律・福祉の専門職団体、福祉・保健医療の関係機関、地域の関係団体、行政等を構成員とする（仮称）山口市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置します。協議会では、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援について、地域課題の検討・調整・解決に向けた協議を行います。

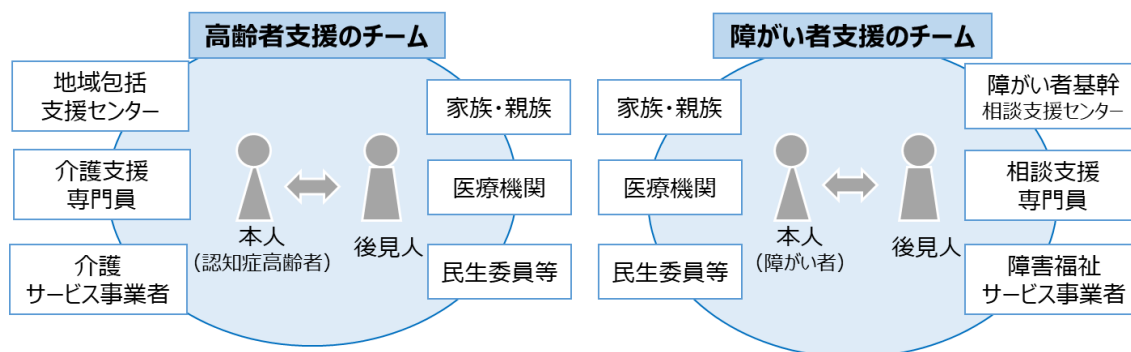
## 地域連携ネットワークのイメージ

≪地域連携ネットワークにおいて4つの機能を展開≫  
 ①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能 ④後見人支援機能



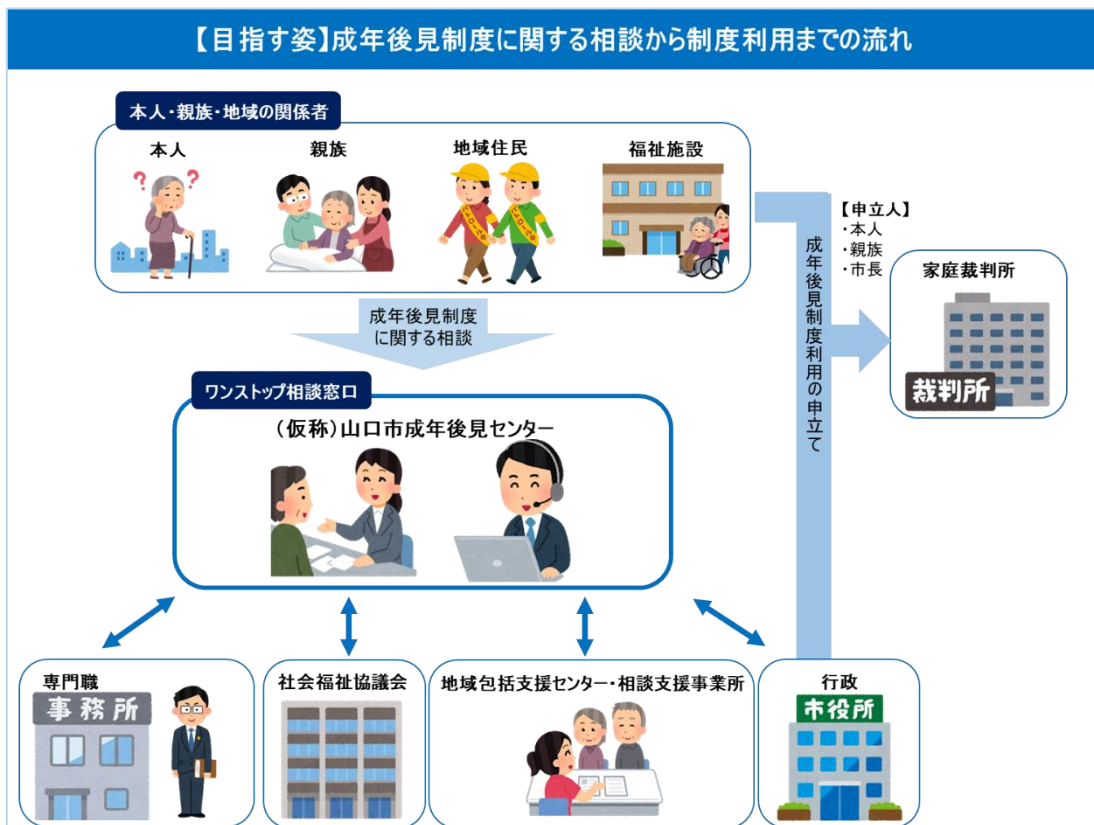
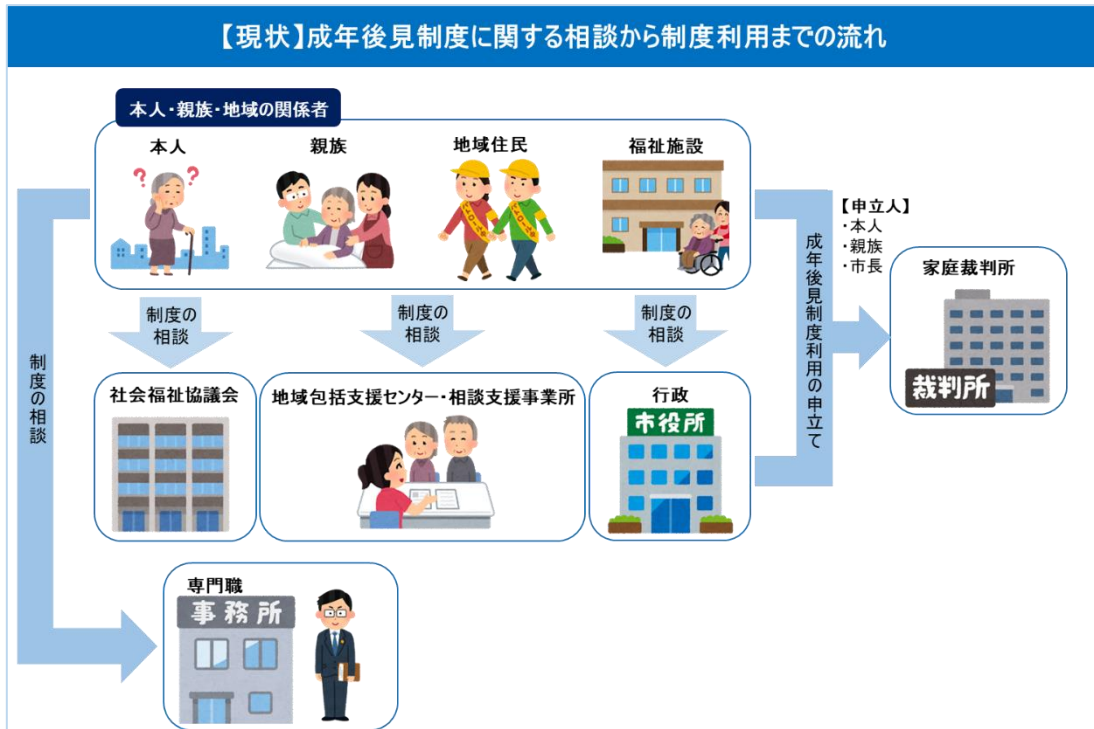
※1 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等  
 ※2 協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネート役等を担う機関

## チームのイメージ





## (仮称) 山口市成年後見センターのイメージ



## 基本目標 2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整える

### 施策 2-1 制度利用につながる情報提供や相談の充実

#### 【現状と課題】

成年後見制度は、判断能力が十分でない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どうしたら利用できるのか、何がしてもらえるのかが市民に十分理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。

また、本人や家族、身近な支援者が制度利用を検討するに至った場合でも、制度自体の難しさ、申立て手続や書類作成の煩雑さ、相談窓口がわからないことなどから、制度の利用をあきらめてしまうケースもあると考えられます。

一方、判断能力が低下している人、権利擁護に関する支援の必要な人は、自らは相談や SOS をあげられないことが多いことから、地域において、関係者の働きかけ等による早期発見に努め、成年後見制度の利用など、速やかに必要な支援に結び付けることが大切です。

そのため、成年後見制度の利用促進に向けて、制度の周知・啓発を行い、市民及び本人に身近な支援者の理解を深めるとともに、権利擁護に関する相談対応等を行う必要があります。

#### 【施策の方向性】

- ・ 市民が成年後見制度を利用しやすくなるように、成年後見制度の周知・啓発を進めます。
- ・ 成年後見制度を含めた適切な権利擁護支援に結び付けるために、相談・支援体制を充実させます。
- ・ 権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い福祉・医療関係者への啓発を進めます。
- ・ 山口市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業の利用者の状況に応じて、成年後見制度への円滑な移行を促します。

#### 【主な取組】

##### (1) 制度周知のための広報・啓発活動の推進

本市ではこれまで、成年後見制度に関わる専門職団体や社会福祉協議会などにおいて、市民向けの周知や啓発活動が行われてきています。

そのため、新たに設置する後見センターでは、これらの機関と連携を図り、ICT等も活用した制度周知、セミナー、相談会の開催など、制度内容や相談窓口について市民や関係機関に周知するための広報・啓発活動を行います。

## (2) 成年後見制度の利用に関する相談窓口の開設

新たに設置する後見センターにおいて、成年後見制度の利用について相談できる窓口を開設します。

また、一次的な相談窓口となる市関係部署、地域包括支援センター、相談支援事業所及び山口市社会福祉協議会等との連携・役割分担を検討します。

## (3) 関係機関の職員等に対する研修の実施

権利擁護支援が必要な人を早期の段階から発見・支援するためには、日常的に高齢者や障がい者と接する機会の多い福祉・医療関係者の意識醸成が必要です。

そのため、福祉・医療の関係機関、市関係部署、地域包括支援センター及び相談支援事業所の職員、民生委員等を対象に、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、制度の適切な利用に結び付けるための研修等を実施します。

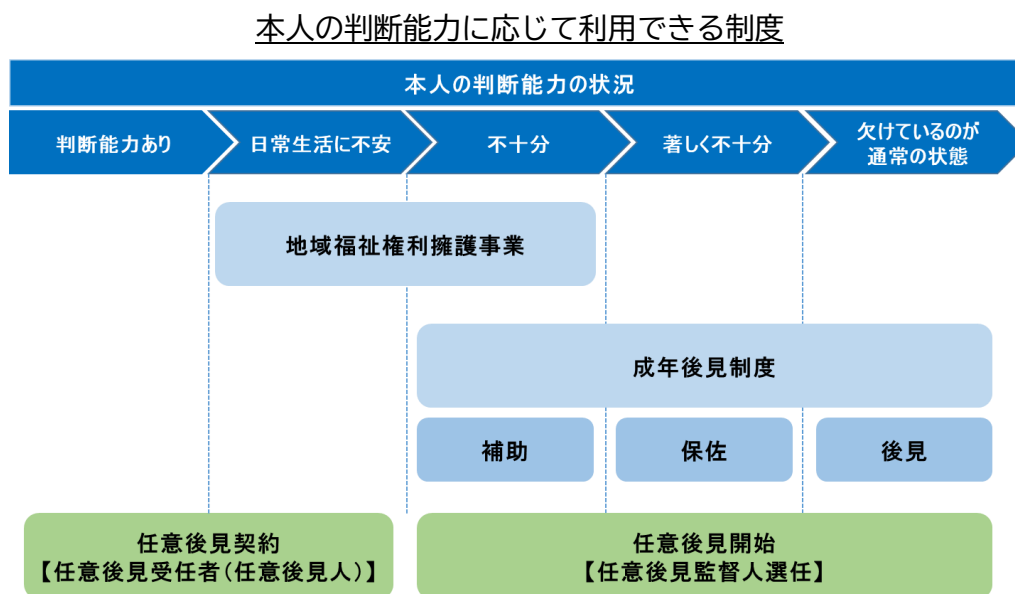
## (4) 地域福祉権利擁護事業からの移行支援

本市では、山口市社会福祉協議会が主体となり、地域福祉権利擁護事業を実施しています。

この事業は、日常生活上の判断が十分にできない人が、福祉サービス利用や金銭管理の援助を受けるサービスです。

地域福祉権利擁護事業の利用者の中には、認知機能の低下などにより、成年後見制度への移行が望ましいケースもあります。

そのため、日頃から利用者と接している専門員・生活支援員を抱える山口市社会福祉協議会と後見センターが情報共有を図り、円滑に成年後見制度に移行できる仕組みを検討します。



## 基本目標 2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整える

### 施策 2-2 成年後見制度利用支援事業の推進

#### 【現状と課題】

本市では、市内に居住する判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の財産管理、身上保護等のために必要と判断し、成年後見制度に関する審判申立てを行う親族がない場合に、市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判申立てを行っています。また、対象者の資産等の状況に応じて、市長申立てに係る費用や後見人への報酬を助成しています。

今後、成年後見制度の利用が必要な人の増加に伴い、成年後見制度利用支援事業へのニーズも高まっていくことが想定されるため、適切かつ円滑に事業を実施することが求められています。

併せて、本人の利益保護の観点から適切な後見人が選任される仕組みづくりのほか、後見人となる人材の育成・確保も課題となります。

#### 【施策の方向性】

- ・ 認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 本人の状況等に応じて、本人にふさわしい後見人が選任されるように、後見人候補者の選定を支援します。
- ・ 地域において後見人となる人材の確保に努めます。

#### 【主な取組】

##### (1) 市長申立ての実施

成年後見制度を利用する必要があるものの、親族による申立てができない事情がある人に対して、適切かつ円滑に市長申立てを実施します。

##### (2) 申立費用及び後見人報酬への助成

市長申立て事案において、資産等の要件を満たした人に対し、その申立費用及び後見人への報酬を助成します。

市長申立て以外の事案における後見人報酬等の助成については、今後検討します。

##### (3) 市民後見人候補者の育成

本市の成年後見制度に関する申立ての状況等を踏まえて、市民後見人候補者の育成を検討します。

## 基本目標3 後見人が活動しやすい環境づくりを進める

### 施策3-1 後見活動を支援する仕組みづくり

#### 【現状と課題】

家庭裁判所において後見人が選任され、後見活動が開始した後、後見人からの相談については、現在、家庭裁判所が対応しています。

しかし、家庭裁判所では福祉的な観点から、本人の最善の利益を図るために必要な助言は困難であると言われてしています。

また、親族後見人等は、後見活動において不明なことや本人の状況に変化があっても、相談先がわからずに抱えた問題を解決できないことがあります。その結果、意図せず不適切な後見活動を行ってしまうこともあります。

そのため、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等、変化し続ける本人の状況に応じて、本人にとって最もふさわしい制度利用や後見人等からの支援を受けられる仕組みづくりが求められています。

#### 【施策の方向性】

- ・ 関係機関との連携を強化し、後見人やチーム関係者の活動を支援します。

#### 【主な取組】

##### (1) 後見活動に関する相談対応

後見人等が適切な支援活動を行えるように、後見センターにおいて、後見活動に関する相談に対応します。

##### (2) チームの構築に対する支援

身近な地域において、本人と後見人、家族、支援者等が連携して、後見開始後も見守りや支援を継続していくチームづくりを支援します。

また、後見センターにおいて、チーム関係者からの相談対応を行うほか、必要に応じてケース会議を調整し、状況把握を行うなど、適切なチーム運営がなされるように支援します。

##### (3) 専門職団体との連携強化

後見活動等に関する専門性の高い相談にも対応し、後見人等が必要な支援を受けられるように、法律・福祉の専門職団体との連携を図ります。

また、後見人が活動する上でのニーズを把握し、必要な支援体制の構築を検討します。

**(4) 家庭裁判所との連携強化**

家庭裁判所が必要に応じて、類型変更や後見人の交代・追加等の判断を円滑に行えるように、後見活動に関する相談等について、家庭裁判所との連携を図ります。

**(5) 社会福祉協議会との連携強化**

長期間の制度利用が想定されるなど、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が適している場合もあります。

そのため、法人後見を実施している山口市社会福祉協議会と連携し、法人後見の活動推進と適切な活用を図ります。

山口市成年後見制度利用促進基本計画

発行年月 令和3年3月

発行 山口市

編集 山口市健康福祉部高齢福祉課

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2600 FAX 083-934-2647

E-mail [korei@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:korei@city.yamaguchi.lg.jp)